

J ヴィレッジ復興寄附金の御案内



福 島 県

福島県双葉郡楡葉町・広野町に所在するJヴィレッジは、1997年に日本初のサッカー・ナショナルトレーニングセンターとしてオープン以来、日本のスポーツ文化発展と本県の地域振興に貢献してまいりましたが、2011年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、事故収束の拠点として使用されることとなり、現在も営業中止を余儀なくされています。

本県では、このJヴィレッジをトレーニングセンターとして再開させ、2019年日本で開催されるラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ誘致等を通じて、本県復興の姿を国内外に発信する「復興のシンボル」としたいと考えております。

Jヴィレッジの再開に当たっては、練習場としては全国初となる人工芝1面規模の全天候型サッカー練習場や宿泊施設の増築などを行い、新たな価値を持ったトレーニング施設・交流拠点として再整備を行い、再びスポーツ文化の発展を支え、また、本県の復興を牽引する施設となるよう取り組んでまいります。

「新生Jヴィレッジ」実現のため、御支援を賜りますようお願いいたします。

福島県知事 内堀 雅雄

1 Jヴィレッジ復興プロジェクトについて



【震災前のJヴィレッジ】

【震災後のJヴィレッジ】



【新生Jヴィレッジの姿】

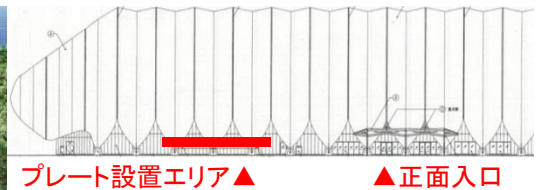
- ・福島県では、Jヴィレッジの2018年夏の一部再開、2019年4月全面再開を目指し、Jヴィレッジ復興プロジェクトを進めています。
- ・Jヴィレッジがある双葉郡楡葉町・広野町は既に避難指示が解除され、新たなまちづくりがスタートしています。また、原発事故収束拠点の機能は2016年度中に全てJヴィレッジから移転することが決定しており、2016年11月からは復旧工事が本格的に開始されています。
- ・新生Jヴィレッジは、スポーツ文化発展の拠点のみならず、イノベーションコースト構想や復興ツーリズムの拠点として復興を牽引します。

2 寄附金の使途

- 全天候型練習場の建設費に活用させていただきます。
 - ・練習場としては日本初となるグラウンド1面規模の屋内練習場
 - ・建設費 約22億円（寄附金：7億円、toto助成金15億円）
- 全天候型練習場は、生まれ変わるJヴィレッジのシンボルであるとともに、年間を通して良好なトレーニング環境を提供し、福島・東北のサッカーをはじめとするスポーツの振興に貢献します。

3 御寄附のしるし

- Jヴィレッジ復興を御支援いただいた企業様への感謝のしるしとして、全天候型練習場の外壁面に企業名プレートを設置いたします。



【プレートのサイズ（めやす）】

- ・ 1億円以上 縦9cm × 横45cm
- ・ 1千万円以上1億円未満 縦6cm × 横30cm
- ・ 100万円以上1千万円未満 縦3cm × 横15cm
- ・ 10万円以上100万円未満 縦2cm × 横10cm

(注)現時点でのめやすであり、変更となる場合があります。

4 税制優遇

- 本プロジェクトは、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の対象事業として、国の認定を受けています。
- この事業に対し御寄附いただいた企業（福島県内に本社が所在する企業を除く）は、通常の寄附の約2倍の税制上の優遇措置を受けることができます。

【通常の寄附の場合】

損金算入による 軽減効果(約3割)	企業負担(約7割)
----------------------	-----------

【企業版ふるさと納税の場合】 ※1件10万円以上の寄附が対象

損金算入による 軽減効果(約3割)	税額控除(3割)	企業負担(約4割)
----------------------	----------	-----------

※各年度の事業費（出来高）が企業版ふるさと納税の上限額となります。
予定：平成28年度：5千万円 平成29年度：5億円 平成30年度：1.5億円

5 手続きの流れについて

一般寄附の場合

- ①寄附申出書のご提出（寄附企業様→福島県）
 - ・ご提出時期は特に指定ありません。
- ②寄附申出承諾書のご送付（福島県→寄附企業様）
 - ・寄附申出書のご提出後、速やかにお送りいたします。
 - ・ご入金口座を記載しています。
- ③ご入金口座へのお振込み（寄附企業様→福島県）
 - ・東邦銀行（福島県に所在する地銀）またはゆうちょ銀行にお取引口座をお持ちの場合は、専用の振込用紙により振込手数料が県負担となります。
 - ・ご入金時期は特に指定ありません。
- ④領収書のご送付（福島県→寄附企業様）

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の場合

- ①寄附申出書（企業版ふるさと納税用）のご提出（寄附企業様→福島県）
 - ・ご提出時期は特に指定ありません。
- ②寄附申出承諾書のご送付（福島県→寄附企業様）
 - ・寄附申出書のご提出後、速やかにお送りいたします。
- ③入金依頼書のご送付（福島県→寄附企業様）
 - ・ご送付時期は、3月中旬（企業版ふるさと納税対象事業に係る当年度分の事業費が確定した後）となります。
 - ・この時点で企業版ふるさと納税の当年度受入上限額を超過している場合は、寄附申出書のご提出時期により先着順となりますので、一般寄附扱いとさせていただく場合があります。
- ④ご入金口座へのお振込み（寄附企業様→福島県）
 - ・東邦銀行（福島県に所在する地銀）またはゆうちょ銀行にお取引口座をお持ちの場合は、専用の振込用紙により振込手数料が県負担となります。
 - ・ご入金時期は3月20日～3月末日を予定しています。
- ⑤領収書（企業版ふるさと納税用）のご送付（福島県→寄附企業様）